

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年5月21日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県陸前高田市竹駒町字相川地内から同市高田町字大隅地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県陸前高田市高田町字西和野	68番1	山林	2,737㎡	2,737.01㎡	1,046.85㎡	山林	別図に赤色で表示する部分
	68番5	山林	392㎡	392.72㎡	75.77㎡	山林	

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	備考
及川喜夫	岩手県陸前高田市高田町字下和野16番地 （現住所）岩手県気仙郡住田町下有住字中上51番地1 仮設住宅中上団地32号	持分51分の48
亡熊谷ハツ相続人熊谷としみ	岩手県陸前高田市高田町字中和野92番地1	持分765分の2
亡熊谷ハツ相続人熊谷靖子	東京都練馬区北町6丁目20番301号	持分2,295分の6
亡熊谷ハツ相続人山田高代	神奈川県横須賀市池田町3丁目28番22号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人熊谷雄司	東京都練馬区春日町3丁目29番41-202号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人熊谷武志	埼玉県新座市新堀二丁目6番13-505号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人熊谷裕子	岩手県陸前高田市高田町字中和野92番地1 （現住所）岩手県盛岡市中央通一丁目5番10号 シャルム小野402号	持分2,295分の2
亡熊谷ハツ相続人熊谷真理子	岩手県大船渡市大船渡町字明神前134番地7 県営住宅1号棟305号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人赤間才子	宮城県仙台市宮城野区福田町2丁目12番18-603号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人濁川郁子	宮城県石巻市南浜町三丁目11番1号 スーパープロ102号 （現住所）宮城県仙台市泉区泉ヶ丘4丁目1番31号 アーバンコートヒル101号	持分6,885分の2
亡熊谷ハツ相続人大野イツ	東京都目黒区原町1丁目32番13号	持分510分の1
亡熊谷ハツ相続人林恭子	群馬県利根郡昭和村大字生越774番地	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人天満健子	東京都町田市原町田2丁目15番12号	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人黒田高子	東京都中野区若宮3丁目8番11号	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人井手晃子	東京都千代田区麴町二丁目12番地1 グレンパーク半蔵門604号	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人大野高志	東京都目黒区原町1丁目32番13号	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人大野雄司	東京都八王子市めじろ台1丁目1番地1 めじろ台マンション109号	持分1,020分の1
亡熊谷ハツ相続人戸田テル子	岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢43番地1 栃ヶ沢地区仮設住宅4-4号	持分510分の1

亡熊谷ハツ相続人伊藤正春	岩手県陸前高田市高田町字裏田26番地1 (現住所) 岩手県陸前高田市高田町字長砂52番地1 高田高校仮設 住宅6-2号	持分510分の1
亡石川ナホ相続人石川ヲスミ	不明	持分459分の2
亡石川ナホ相続人石川源太夫	不明	持分459分の2
亡石川ナホ相続人石川孝平	不明	持分459分の2
亡石川ナホ相続人高橋京子	宮城県仙台市太白区四郎丸字神明42番地の15	持分918分の1
亡石川ナホ相続人高橋久	兵庫県明石市二見町東二見207番地の1 ライオンズマンション明石 東二見2-102号	持分1,836分の5
亡石川ナホ相続人高橋健二	山形県天童市北久野本五丁目1番12号	持分1,836分の5
亡村上ハル相続人村上熊治郎	不明	持分51分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年5月10日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。